大。今に



令和7年度 県産木材建築利用促進事業



施主も補助金を申請できるようになります。

\ しまねの木を使おう! /

住宅、非住宅建築物に島根県産木材を活用することが "島根の森を元気"にしてくれます。

森林資源の 有効活用

新しい雇用 の創出 地場産業 の活性

「伐って・使って・植えて・育てる」

循環型林業は、多様な機能を持つ森林の維持保全 をはじめ、持続可能な環境保護につながります。

住宅建築は



新 築に MAX 37.5円 増改築に MAX 20 万円 非住宅建築は 新築に MAX 100万円

JAS材・内装材 等の使用で

上記補助金にプラス

住 宅に MAX 1 2:5円

非住宅に MAX 30 万円

非住宅建築物は

設計・監理に

MAX **100**万円



詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ <u>お申し込</u>みは -社)島根県木材協会 TEL.0852-21-3852

島根県松江市母衣町55[林業会館3F] FAX.0852-26-7087 https://shimane-mokuzai.jp/



県産木材建築利用促進事業

「しまねの木」を使った住宅・非住宅建築物づくりに興味のある方は、お近くの認定建築士・工務店にご相談ください!





施主も補助金を申請できるようになります。

助成 対象

工務店または施主

※助成対象となる建物は「しまねの木」活用工務店が建築し、県産木材を60%以上使用したものとなります。

住宅建築は



新 築に MAX **37.**5円

増改築に MAX **20**万円

県産木材の使用量に応じて支援を「増額」

新築

25m³以上	37.5万円
11m³以上~25m³未満11.1~	
10m ³ 以上~11m ³ 未満 ····································	10万円

増改築

(=
18m³以上 20万円
11m³以上~18m³未满11.1~19.8万円
5m³以上~11m³未満

非住宅建築は



県産木材の使用量に応じて支援を「増額」

新 築

70m³以上 100万円 25m³以上~70m³未満 37.5~96.3万円

※25m3までは住宅(新築)と同窓



JAS材・内装材 等の使用で

上記補助金にプラス

司住 宅に MAX 1 25万円

また 非住宅に MAX 30 万円

JAS材・内装材等を使用した場合は、 1m³あたり1万円を加算します。



非住宅建築物は



木工事費の8.75%以内 上限100_{万円} ● 県産木材利用のモデル的事例として認めるもの



県産木材を60%以上使用する 非住宅建築物の設計・監理を支援します。

島根県は「しまねの木」の活用を応援します!!

・「しまねの木」活用工務店

• 「しまねの木」活用建築士

島根県は、島根県産木材を積極的に利用する 工務店を「しまねの木」活用工務店、建築士を 「しまねの木」活用建築士に認定しています。

